

地域収益力向上支援事業実施要綱

(通則)

第1条 地域収益力向上支援事業の実施については、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下「財務規則」という。）及び秋田県産業労働部商工業振興課関係補助金等交付要綱（以下「交付要綱」という。）によるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この事業は、賃金上昇の基盤となる収益力の向上を図るため、製造業・非製造業を問わず中小企業等の多様な取組を支援することを目的とする。

2 補助対象区分は次のとおりとする。

(1) 地域コラボタイプ

地域の中小企業・団体等の連携により収益力を上げるビジネスを創出するための取組への助成

(2) 50PLUSタイプ

県内経済を牽引する企業としての更なる成長（概ね売上50億円以上）を目指す取組への助成

(定義)

第3条 この要綱において、「大企業」とは、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する「中小企業者」、中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社及び投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合以外の者をいう。

2 この要綱において、「中小企業者」とは、法第2条第1項に規定する者をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

(1) 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有するもの。

(2) 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業で所有するもの。

(3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めているもの。

3 この要綱において、「付加価値額」とは、営業利益、人件費及び減価償却費の合計をいう。

4 この要綱において、「労働生産性」とは、前項に示す付加価値額を従業員数で除した値をいう。

5 この要綱において、「給与支給総額」とは、役員並びに従業員に支払う給料、賃金及び賞与のほか、給与所得とされる手当（残業手当、休日出勤手当、家族（扶養）手当、住宅手当等）の合計をいう。

6 この要綱において、「中小企業者等」とは、中小企業者、社会福祉法人、一般社団法人及び一般財団法人をいう。

7 この要綱において、「商工団体等」とは、商工会、商工会議所及びその連合会並びに公益社団法人及び公益財団法人をいう。

(補助対象者)

第4条 地域コラボタイプの補助対象は次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 以下のいずれかに該当し、かつ生産拠点若しくは開発拠点又は主たる事業所が県内にあること。
 - ① 中小企業者等
 - ② 商工団体等
 - (2) 前号に該当する者が構成員の過半数を占め、かつ概ね3者以上からなるグループを構成すること。
ただし、2者以上のグループであっても、3者以上の連携と同等以上の成果が認められる場合はこの限りではない。
 - (3) グループには第1号①に該当する者を含み、かつ第3項各号に該当する者を含まないこと。
 - (4) 5年間で第1号①に該当する者が全体として次の基準を達成する事業計画を策定すること。
 - ① 労働生産性の年平均成長率が3%以上
 - ② 給与支給総額の年平均成長率が2%以上
 - (5) 前号の基準を達成するために、次のいずれかに該当する事業活動に取り組むこと。
 - ① 生産性向上
 - ② 新商品開発
 - ③ 人材確保・育成
 - ④ M&A・事業承継
 - ⑤ 外国人材受入
 - ⑥ その他前号の基準を達成するために必要な取組
 - (6) 事業計画の主たる実施拠点が県内であること。
- 2 50PLUSタイプの補助対象は次の各号のすべてに該当する者とする。
- (1) 直近3年のうち1年以上の売上が10億円以上、または従業員数100人以上の中小企業者であること。
 - (2) 5年間で次の基準を達成する事業計画を策定すること。
 - ① 労働生産性の年平均成長率が3%以上
 - ② 給与支給総額の年平均成長率が2%以上
 - (3) 前号の基準を達成するために、次のいずれかに該当する事業活動に取り組むこと。
 - ① 生産性向上
 - ② 新商品開発
 - ③ 人材確保・育成
 - ④ M&A・事業承継
 - ⑤ 外国人材受入
 - ⑥ その他前号の基準を達成するために必要な取組
 - (4) 当該企業の生産拠点若しくは開発拠点又は主たる事業所が県内にあり、事業計画の主たる実施拠点が県内であること。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対象としない。
- (1) 主たる事業が別表1に掲げる業種に分類される者。
 - (2) 次に掲げる事項に該当する者。

- ① 交付要綱第1ただし書きに規定される欠格事項に該当する者。ただし、国税又は地方税の滞納がある者のうち、課税庁が認めた納入計画を立てている場合を除く。
 - ② 秋田県又は公的金融機関からの融資（間接融資を含む）等を受けている場合、その債務の履行を怠り又は滞っている者。ただし、秋田県又は公的金融機関が認めた返済計画があるものを除く。
 - ③ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者。
- (3) 国又は秋田県が実施する補助金等に同一の事業計画で採択を受けている者。

(補助対象経費等)

- 第5条 補助対象経費、補助率及び補助限度額は別表2及び別表3のとおりとする。
- 2 補助対象期間は3年度以内とする。
 - 3 補助対象期間中における各年度の交付申請限度額は、原則、第7条第3項に基づき通知された審査結果通知書に記載の補助予定額を上限とする。

(採択の申請)

- 第6条 本事業による補助金の交付を受けようとする者は、別に定める日までに、地域コラボタイプにあっては別表4、50PLUSタイプにあっては別表5に掲げる書類を知事に提出するものとする。

(採択申請の審査)

- 第7条 知事は、前条の申請があったときは、別に定める採択審査委員会の意見に基づき、採択を決定する。
- 2 採択の決定に際し、知事は、計画の一部修正を命じ、又は条件を付すことができる。
 - 3 知事は、前二項の結果を審査結果通知書（様式D）により申請者に通知するものとする。

(採択の取消)

- 第8条 知事は、前条第1項において採択を決定した者（以下「採択者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、採択を取り消すことができる。
- (1) 事業計画を確実に実施することができないと認められるとき。
 - (2) 前条第2項の規定による修正又は条件に違反したとき。
 - (3) 偽りその他不正な手段により採択を受けたとき。

(事業実施状況等の報告)

- 第9条 採択者は、事業計画の期間に係る決算及び事業計画の進捗状況等について、毎年3月末時点における状況を、各年6月までに、事業実施状況等報告書（様式E）に知事が別に定める書類を添付して、知事に報告しなければならない。
- 2 50PLUSタイプにおける前項の規定の適用については、同項中「毎年3月末時点における状況を、各年6月までに」とあるのは、「当該決算期末から3か月以内に」とする。

(事業計画の変更等)

- 第10条 採択者は、事業計画の期間のうち第3年度までの間において、次の各号のいずれかに該当する場合は、地域コラボタイプにあっては別表6、50PLUSタイプにあっては別表7に掲げる書類を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- (1) 各年度の総事業費について、20%を超える増減がある場合

- (2) 各年度の補助対象事業費について、承認額の20%を超える減額となる場合
 - (3) 真にやむを得ない事情により計画を中止し、又は廃止する場合
 - (4) 補助事業等の内容を変更する場合（第1号から第3号に該当する場合を除く）
 - (5) 各年度の補助対象事業費のうち、人件費（報酬を含む）と物件費間で経費配分を変更する場合で、補助対象事業費に占める人件費（報酬を含む）と物件費の割合に20%を超える変更がある場合
- 2 知事は、前項に基づく申請があったときは、申請内容の審査、必要に応じて行う現地調査及び別に定める採択審査委員会の意見等に基づき、事業計画の変更、中止又は廃止が必要と判断するときは、事業計画変更等承認書（様式G）により承認する。ただし、前項第4号又は第5号に基づく申請の場合は、採択審査委員会の意見を省略することができる。

（補助金の交付申請）

- 第11条 採択者は、第7条第3項の通知を受けた後1か月以内に、交付要綱第2に定めるところにより、地域コラボタイプにあっては別表8、50PLUSタイプにあっては別表9に掲げる書類を知事に提出するものとする。
- 2 事業計画が複数年度に及ぶ場合は、年度毎に補助金の交付を申請するものとする。
 - 3 補助の対象となる経費が生じない会計年度にあっては、前二項に定める申請は要しない。

（補助金の交付決定）

- 第12条 知事は、前条第1項及び第2項に基づく申請内容が適切であると認めるときは、財務規則第248条の規定に基づき、予算の範囲内で補助金の交付を決定するものとする。

（実績報告）

- 第13条 前条の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付要綱第7に基づき、当該年度の事業計画の完了した日から15日以内又は2月末日のいずれか早い日までに、補助事業等実績報告書（交付要綱様式第12号）に、同要綱で定める様式のほか、費用明細書（様式H）その他知事が別に定める書類を添付して、知事に提出しなければならない。ただし、第11条第3項により申請を要しない場合を除く。
- 2 50PLUSタイプにおける前項の規定の適用については、同項中「2月末日」とあるのは、「3月末日」とする。

（補助金の額の確定等）

- 第14条 知事は、前条に基づく実績報告書の提出があった場合は、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者はその旨を通知するものとする。
- 2 前項により確定した補助金の額が、第12条に基づく交付決定額と同額であるときは、前項の通知は省略することができる。
 - 3 知事は、前項により額を確定した後に補助事業者から補助金の請求があったときは、補助事業者に対し補助金を支払わなければならない。

（中間評価）

第15条 知事は、事業計画が複数年度に及ぶ場合において、補助事業の進捗状況及び今後の事業計画に関する状況を聴取するため、採択審査委員会を招集することができる。

2 採択者は、前項に基づき採択審査会が招集された場合には、これに出席し、状況を報告するとともに、委員から受けた指導・助言を踏まえ、事業計画の推進に努めるものとする。ただし、予算の状況や、年度における実績の評価が低い場合等は、次年度の補助金について減額又は不交付となる場合があるものとする。

(補助金の返還等)

第16条 知事は、財務規則及び交付要綱の規定によるほか、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第12条の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (5) 災害、倒産その他知事がやむを得ないと認められる場合を除き、交付決定日以後、事業計画の期間中に、第10条第2項に基づく承認を受け、事業計画に基づく事業を廃止したとき。

ただし、それぞれの事業内容が他と明確に区別可能であって、一部の事業を廃止しても事業計画の全部又は一部の実現が可能な場合においては、実施済の事業及び継続する事業における交付済の補助金の返還は生じないものとする。

(財産の管理)

第17条 補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の義務をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(事業計画の承継)

第18条 交付要綱第13条第1項に定める取得財産等の処分が制限されている期間又は3年間のいずれか長い方の期間内に、合併、譲渡、相続その他の事由により、第7条により採択された事業計画を採択者が承継させるときは、補助事業等承継届（様式I）に関係書類を添えて知事に届け出なければならない。

2 前項の規定により事業計画とともに取得財産等を承継した者は、当該取得財産等について、補助事業者と同様に、第17条により管理を行う必要があるほか、交付要綱第13条により処分が制限される。

(帳簿等の整備、保存の義務)

第19条 補助事業者は、補助事業の経理に係る帳簿等を別途作成し、他の経理と明確に区分してその収支を記録しなければならない。また、経費の支払いに係るすべての証拠書類（見積書、発注書、契約書、請書、納品書、請求書、支払指図書、領収書等債務の発生事実及び支払いに当たって作成又は取得した一切の書類）を整理して保管しなければならない。なお、これらの帳簿類及び証拠書類については、補助事業終了後5年間保存するものとし、知事の求めがあった場合においてはその内容を開示しなければならない。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表1（第4条第2項関係） 補助対象外とする業種

	業種（日本標準産業分類（令和5年7月告示）による）
1	農業、林業（大分類Aに含まれるもの。ただし、農業サービス業、園芸サービス業、素材生産業及び林業サービス業は除く。）
2	漁業（大分類Bに含まれるもの。）
3	金融・保険業（大分類Jに含まれるもの。ただし、保険媒介代理業及び保険サービス業は除く。）
4	医療・福祉（大分類P）の医療業のうち、病院（小分類831）、一般診療所（小分類832）及び歯科診療所（小分類833）
5	以下のサービス業 (ア)風俗営業、性風俗特殊営業等、「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律」（昭和23年法律第122号）により規制の対象となるもの (イ)競輪・競馬等の競走場、競技団（小分類803に含まれるもの。） (ウ)場外馬券売場等、競輪競馬等予想業（細分類8096に含まれるもの。） (エ)興信所（専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。） （細分類7291に含まれるもの。） (オ)集金業、取立業（公共料金又はこれに準じるものは除く。） (カ)易断所、観相業、相場案内業（細分類7999に含まれるもの。） (キ)宗教（中分類94に含まれるもの。） (ク)政治・経済・文化団体（中分類93に含まれるもの。）

別表2（第5条関係） 補助対象経費等（地域コラボタイプ）

補助対象経費	補助率	補助限度額
謝金 旅費 委託費・外注費 広告宣伝費 研究開発費 システム利用料 機械装置・システム導入費 （※1） 施設整備・改修費（※1） 備品費（※1） その他知事が必要かつ適当と認める経費	補助対象経費の3/4以内 （千円未満の端数は切り捨てる）	各年度 500万円

※1 各費目の総額について、補助対象となる事業費総額の2分の1を上限とする

※2 対象外経費は別に定める

別表3 (第5条関係) 補助対象経費等 (50PLUSタイプ)

補助対象経費	補助率	補助限度額
謝金 旅費 委託費・外注費 広告宣伝費 研究開発費 システム利用料 機械装置・システム導入費 施設整備・改修費 備品費 その他知事が必要かつ適当と認める経費	補助対象経費の1/2以内 (千円未満の端数は切り捨てる)	各年度 1,500万円

※ 対象外経費は別に定める

別表4 (第6条関係) 採択申請に要する書類 (地域コラボタイプ)

	名称	様式
1	事業計画採択申請書 (地域コラボタイプ)	様式A-1
2	事業計画書 (地域コラボタイプ)	様式B-1
3	経費の概要	様式C
4	その他知事が必要とする書類	

別表5 (第6条関係) 採択申請に要する書類 (50PLUSタイプ)

	名称	様式
1	事業計画採択申請書 (50PLUSタイプ)	様式A-2
2	事業計画書 (50PLUSタイプ)	様式B-2
3	経費の概要	様式C
4	その他知事が必要とする書類	

別表6 (第10条関係) 事業計画の変更等申請に要する書類 (地域コラボタイプ)

	名称	様式
1	事業計画変更等申請書	様式F
2	事業計画書 (地域コラボタイプ)	様式B-1
3	経費の概要	様式C
4	その他知事が必要とする書類	

別表7（第10条関係） 事業計画の変更等申請に要する書類（50PLUSタイプ）

	名称	様式
1	事業計画変更等申請書	様式F
2	事業計画書（50PLUSタイプ）	様式B-2
3	経費の概要	様式C
4	その他知事が必要とする書類	

別表8（第11条関係） 補助金の交付申請に要する書類（地域コラボタイプ）

	名称	様式
1	補助金等交付申請書	交付要綱様式第1号
2	事業実施計画書	交付要綱様式第2号
3	収支予算書	交付要綱様式第3号
4	事業計画書（地域コラボタイプ）	様式B-1
5	費用明細書	様式H
6	その他知事が必要とする書類	

別表9（第11条関係） 補助金の交付申請に要する書類（50PLUSタイプ）

	名称	様式
1	補助金等交付申請書	交付要綱様式第1号
2	事業実施計画書	交付要綱様式第2号
3	収支予算書	交付要綱様式第3号
4	事業計画書（50PLUSタイプ）	様式B-2
5	費用明細書	様式H
6	その他知事が必要とする書類	

地域収益力向上支援事業 事業計画採択申請書
(地域コラボタイプ)

(宛先) 秋田県知事

住所
名称
代表者の職氏名

地域収益力向上支援事業実施要綱第 6 条に基づき申請します。

【添付書類】

- 1 事業計画書
- 2 経費の概要
- 3 経費の積算根拠資料
- 4 直近 3 期分の財務諸表（個人事業主の場合は確定申告書類）の写し
- 5 履歴事項全部証明書（個人事業主の場合は開業届）の写し
- 6 企業の概要説明資料
- 7 （加点を申請する場合）加点申請の根拠資料

【加点申請欄】

地位収益力向上支援事業審査等要領第 4 条に定める次の加点要件に該当するので、加点を申請します。

該当	項目	点数
	女性活躍推進法に係る一般事業主行動計画を策定し、届け出ている	いずれかに該当する場合は 1 点
	「秋田県えるぼしチャレンジ企業」として認定を受けている	
	「えるぼし認定」を受けている	
	次世代育成支援対策推進法に係る一般事業主行動計画を策定し、届け出ている	
	「くるみん認定」を受けている	
	若者雇用促進法に基づく「ユースエール認定」を受けている	
	秋田県SDGsパートナーとして登録を受けている	
	「パートナーシップ構築宣言」を作成し、ポータルサイトにおいて登録・公表している	2 点
	あきた企業連携型奨学金返還助成制度の対象企業として登録を受けている（又は 12 か月以内に登録予定）	
	商工団体の自主財源の確保に資する取組が含まれている	2 点

【担当者連絡先】

通知等の送付先郵便番号	
通知等の送付先住所	
所属部署	
職・氏名	
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	

地域収益力向上支援事業 事業計画採択申請書
(50PLUSタイプ)

(宛先) 秋田県知事

住所
名称
代表者の職氏名

地域収益力向上支援事業実施要綱第6条に基づき申請します。

【添付書類】

- 1 事業計画書
- 2 経費の概要
- 3 経費の積算根拠資料
- 4 直近3期分の財務諸表（個人事業主の場合は確定申告書類）の写し
- 5 履歴事項全部証明書（個人事業主の場合は開業届）の写し
- 6 企業の概要説明資料
- 7（加点を申請する場合）加点申請の根拠資料

【加点申請欄】

地位収益力向上支援事業審査等要領第4条に定める次の加点要件に該当するので、加点を申請します。

該当	項目	点数
	女性活躍推進法に係る一般事業主行動計画を策定し、届け出ている	いずれかに該当する場合は 1点
	「秋田県えるぼしチャレンジ企業」として認定を受けている	
	「えるぼし認定」を受けている	
	次世代育成支援対策推進法に係る一般事業主行動計画を策定し、届け出ている	
	「くるみん認定」を受けている	
	若者雇用促進法に基づく「ユースエール認定」を受けている	
	秋田県SDGsパートナーとして登録を受けている	
	「パートナーシップ構築宣言」を作成し、ポータルサイトにおいて登録・公表している	2点
	あきた企業連携型奨学金返還助成制度の対象企業として登録を受けている（又は12か月以内に登録予定）	
	売上50億円以上を目指した経営計画を策定している	2点

【担当者連絡先】

通知等の送付先郵便番号	
通知等の送付先住所	
所属部署	
職・氏名	
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	

様式B-1

地域収益力向上支援事業 事業計画書（地域コラボタイプ）

申請者	商号又は名称	代表者氏名	所在地 (都道府県)

様式B-1 (続き)

1 申請者の概要

(1) 商号又は名称			
	(法人番号)		
(2) 代表者役職・氏名			
(3) 法人所在地 (郵便番号)			
法人所在地 (住所)			
(4) 設立年月日			
(5) 資本金 (出資金)	円		
主要株主	株主名	株主住所	持株比率 (%)
	その他 (70%以上まで記載できない場合は内訳別紙を提出)		
合計			0
(6) 従業員等の数	役員	事務系・営業系	労務系
(7) 主たる業種 (日本標準産業分類)	大分類	中分類	
(8) 売上高			(直近期)
	うち県内事業所	(直近期)	

1 (1)の法人番号欄には、13桁の法人番号を記入すること。個人事業主又は法人番号を振られていない法人については記載不要。

2

(6)の従業員等の数欄には、「事務系・営業系」には管理費及び一般管理費に給与等が計上される従業員の数を、「労務系」には製造原価に賃金等が計上される従業員の数を記入すること。

3 (7)の主たる業種欄は、日本標準産業分類に基づいて記入すること。

4 (8)の売上高は、中小企業者以外は記載不要。

(様式B-1 別紙1)

2 事業計画の概要

(1) 計画の概要	【名称】	
	【概要】	
(2) 計画の期間	【始期】	
	【終期】	
(3) 現状分析 (SWOT分析)	【強み】	
	【弱み】	
	【機会】	
	【脅威】	

<p>(4-1)</p> <p>取組項目①</p>	<p>【事業目的】</p> <hr/> <p>【取組内容】</p> <hr/> <p>【推進体制】</p> <hr/> <p>【事業費】</p>
<p>(4-2)</p> <p>取組項目②</p>	<p>【事業目的】</p> <hr/> <p>【取組内容】</p> <hr/> <p>【推進体制】</p> <hr/> <p>【事業費】</p>
<p>(4-3)</p> <p>取組項目③</p>	<p>【事業目的】</p> <hr/> <p>【取組内容】</p> <hr/> <p>【推進体制】</p> <hr/> <p>【事業費】</p>

<p>(4-4)</p> <p>取組項目④</p>	<p>【事業目的】</p> <hr/> <p>【取組内容】</p> <hr/> <p>【推進体制】</p> <hr/> <p>【事業費】</p>
<p>(4-5)</p> <p>取組項目⑤</p>	<p>【事業目的】</p> <hr/> <p>【取組内容】</p> <hr/> <p>【推進体制】</p> <hr/> <p>【事業費】</p>
<p>(5)</p> <p>地域経済への波及効果</p>	

(様式B-1 別紙3)

4-1 経営・資金計画と計画の目標

(単位：千円)

	前々期	前期	直近期	1期目	2期目	3期目	4期目	5期目
実績値の把握時期(決算期)								
	実績	実績	実績/見込み	指標	指標	指標	指標	指標
① 売上高								
うち県内事業所の売上高								
② 売上原価								
③ 売上総利益(①-②)	0	0	0	0	0	0	0	0
④ 販売費及び一般管理費								
⑤ 営業利益(③-④)	0	0	0	0	0	0	0	0
⑥ 営業外収益								
⑦ 営業外費用								
⑧ 経常利益(⑤+⑥-⑦)	0	0	0	0	0	0	0	0
⑨ 従業員等の数								
⑩ 人件費								
⑪ 減価償却費								
⑫ 付加価値額(⑤+⑩+⑪)	0	0	0	0	0	0	0	0
⑬ 労働生産性(⑫/⑨)								
年平均成長率(%)								
⑭ 給与支給総額								
年平均成長率(%)								

※ 1期目は、補助金の交付申請を行う見込みの月(令和8年7月)が属する時期とすること。

※ 千円未満は切り捨て

(単位：千円)

	前々期	前期	直近期	1期目	2期目	3期目	4期目	5期目
実績値の把握時期(決算期)								
	実績	実績	実績/見込み	指標	指標	指標	指標	指標
① 売上高								
うち県内事業所の売上高								
② 売上原価								
③ 売上総利益(①-②)	0	0	0	0	0	0	0	0
④ 販売費及び一般管理費								
⑤ 営業利益(③-④)	0	0	0	0	0	0	0	0
⑥ 営業外収益								
⑦ 営業外費用								
⑧ 経常利益(⑤+⑥-⑦)	0	0	0	0	0	0	0	0
⑨ 従業員等の数								
⑩ 人件費								
⑪ 減価償却費								
⑫ 付加価値額(⑤+⑩+⑪)	0	0	0	0	0	0	0	0
⑬ 労働生産性(⑫/⑨)								
年平均成長率(%)								
⑭ 給与支給総額								
年平均成長率(%)								

※ 1期目は、補助金の交付申請を行う見込みの月(令和8年7月)が属する時期とすること。

※ 千円未満は切り捨て

4-2 商工団体の自主財源に係る資金計画（任意作成）

（単位：千円）

	前々期	前期	直近期	1期目	2期目	3期目	4期目	5期目
実績値の把握時期（決算期）								
	実績	実績	実績/見込み	指標	指標	指標	指標	指標
① 会費								
② 事業収入								
③ 委託費・補助金								
④ 雑収入								
⑤ 引当金等取崩収入								
⑥ 繰入金								
⑦ 繰越金								
⑧ 自主財源（①+②+④）	0	0	0	0	0	0	0	0
年平均成長率（%）								

※ 1期目は、補助金の交付申請を行う見込みの月（令和8年7月）が属する時期とすること。

※ 千円未満は切り捨て

(様式B-1 別紙4)

5 誓約事項

申請に当たっては、他の構成員を含め、以下の事項について相違ないことを誓約します。

↓該当するものに○

(1) グループを構成していることについて	
	① 生産拠点若しくは開発拠点又は主たる事業所が県内にある中小企業者等または商工団体等が過半数を占め、かつ概ね3者以上からなるグループを構成しています。
(2) 補助対象外となる業種に該当しないことについて	
	次の①～⑥の業種に該当しません。(日本標準産業分類による)
	① 農業、林業(大分類Aに含まれるもの。ただし、農業サービス業、園芸サービス業、素材生産業及び林業サービス業は除く。)
	② 漁業(大分類Bに含まれるもの。)
	③ 金融・保険業(大分類Jに含まれるもの。ただし、保険媒介代理業及び保険サービス業は除く。)
	④ 医療・福祉(大分類P)の医療業のうち、病院(小分類831)、一般診療所(小分類832)及び歯科診療所(小分類833)
	⑤ 以下のサービス業
	・ 風俗営業、性風俗特殊営業等、「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律」(昭和23年法律第122号)により規制の対象となるもの
	・ 競輪・競馬等の競走場、競技団(小分類803に含まれるもの。)
	場外馬券売場等、競輪競馬等予想業(細分類8096に含まれるもの。)
	・ 興信所(専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。)(細分類7291に含まれるもの。)
	・ 集金業、取立業(公共料金又はこれに準じるものは除く。)
	・ 易断所、観相業、相場案内業(細分類7999に含まれるもの。)
	・ 宗教(中分類94に含まれるもの。)
	・ 政治・経済・文化団体(中分類93に含まれるもの。)
(3) 反社会的勢力の排除について	
	秋田県暴力団排除条例第2条第1号及び第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係である者に該当しません。
(4) 国税及び地方税について(①～②いずれかに該当すれば○)	
	① 応募日現在における国税及び地方税の滞納はありません。
	② 応募日現在において別記のとおり滞納がありますが、今後、課税庁の了承した納入計画に基づいて納付します。 ※②に該当する場合は別記として内容がわかる資料を添付してください。
(5) 県及び公的金融機関等からの融資について(①～③いずれかに該当すれば○)	
	① 申請日現在において県及び公的金融機関からの融資は受けていません。
	② 申請日現在における県及び公的金融機関からの融資を受けていますが、債務の不履行はありません。
	③ 申請日現在において別記のとおり債務の不履行がありますが、今後、債権者の了承した返済計画に基づいて返済します。 ※③に該当する場合は別記として内容がわかる資料を添付してください。
(6) その他	
	本事業で補助対象とする経費が、国や県その他公的支援機関等が行う他の補助事業と重複していません。

様式B-2

地域収益力向上支援事業 事業計画書（50PLUSタイプ）

1 申請者の概要

(1) 商号又は名称			
	(法人番号)		
(2) 代表者役職・氏名			
(3) 法人所在地（郵便番号）			
	法人所在地（住所）		
(4) 設立年月日			
(5) 資本金（出資金）	円		
主要株主	株主名	株主住所	持株比率（%）
	その他（70%以上まで記載できない場合は内訳別紙を提出）		
合計			0
(6) 従業員等の数	役員	事務系・営業系	労務系
(7) 主たる業種 （日本標準産業分類）	大分類	中分類	
(8) 売上高			（直近期）
	うち県内事業所	（直近期）	

1 (1)の法人番号欄には、13桁の法人番号を記入すること。個人事業主又は法人番号を振られていない法人については記載不要。

2

(6)の従業員等の数欄には、「事務系・営業系」には管理費及び一般管理費に給与等が計上される従業員の数を、「労務系」には製造原価に賃金等が計上される従業員の数を記入すること。

3 (7)の主たる業種欄は、日本標準産業分類に基づいて記入すること。

(様式B-2 別紙1)

2 事業計画の概要

(1) 計画の概要	【名称】	
	【概要】	
(2) 計画の期間	【始期】	
	【終期】	
(3) 現状分析 (SWOT分析)	【強み】	
	【弱み】	
	【機会】	
	【脅威】	

<p>(4-1)</p> <p>取組項目①</p>	<p>【事業目的】</p> <p>【取組内容】</p> <p>【推進体制】</p> <p>【事業費】</p>
<p>(4-2)</p> <p>取組項目②</p>	<p>【事業目的】</p> <p>【取組内容】</p> <p>【推進体制】</p> <p>【事業費】</p>
<p>(4-3)</p> <p>取組項目③</p>	<p>【事業目的】</p> <p>【取組内容】</p> <p>【推進体制】</p> <p>【事業費】</p>

<p>(4-4)</p> <p>取組項目④</p>	<p>【事業目的】</p> <hr/> <p>【取組内容】</p> <hr/> <p>【推進体制】</p> <hr/> <p>【事業費】</p>
<p>(4-5)</p> <p>取組項目⑤</p>	<p>【事業目的】</p> <hr/> <p>【取組内容】</p> <hr/> <p>【推進体制】</p> <hr/> <p>【事業費】</p>
<p>(5)</p> <p>地域経済への波及効果</p>	

(様式B-2 別紙3)

4 経営・資金計画と計画の目標

(単位：千円)

	前々期	前期	直近期	1期目	2期目	3期目	4期目	5期目
実績値の把握時期(決算期)								
	実績	実績	実績/見込み	指標	指標	指標	指標	指標
① 売上高								
うち県内事業所の売上高								
② 売上原価								
③ 売上総利益(①-②)	0	0	0	0	0	0	0	0
④ 販売費及び一般管理費								
⑤ 営業利益(③-④)	0	0	0	0	0	0	0	0
⑥ 営業外収益								
⑦ 営業外費用								
⑧ 経常利益(⑤+⑥-⑦)	0	0	0	0	0	0	0	0
⑨ 従業員等の数								
⑩ 人件費								
⑪ 減価償却費								
⑫ 付加価値額(⑤+⑩+⑪)	0	0	0	0	0	0	0	0
⑬ 労働生産性(⑫/⑨)								
年平均成長率(%)								
⑭ 給与支給総額								
年平均成長率(%)								

※ 1期目は、補助金の交付申請を行う見込みの月(令和8年7月)が属する時期とすること。

※ 千円未満は切り捨て

(様式B-2 別紙4)

5 誓約事項

申請に当たっては、以下の事項について相違ないことを誓約します。

↓該当するものに○

(1) 中小企業者であることについて	
<input type="checkbox"/>	① 大企業に該当しません。
<input type="checkbox"/>	② 「発行済み株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有するもの」に該当しません。
<input type="checkbox"/>	③ 「発行済み株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業で所有するもの」に該当しません。
<input type="checkbox"/>	④ 「大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めているもの」に該当しません。
(2) 補助対象外となる業種に該当しないことについて	
<input type="checkbox"/>	次の①～⑥の業種に該当しません。(日本標準産業分類による)
<input type="checkbox"/>	① 農業、林業(大分類Aに含まれるもの。ただし、農業サービス業、園芸サービス業、素材生産業及び林業サービス業は除く。)
<input type="checkbox"/>	② 漁業(大分類Bに含まれるもの。)
<input type="checkbox"/>	③ 金融・保険業(大分類Jに含まれるもの。ただし、保険媒介代理業及び保険サービス業は除く。)
<input type="checkbox"/>	④ 医療・福祉(大分類P)の医療業のうち、病院(小分類831)、一般診療所(小分類832)及び歯科診療所(小分類833)
<input type="checkbox"/>	⑤ 以下のサービス業 ・ 風俗営業、性風俗特殊営業等、「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律」(昭和23年法律第122号)により規制の対象となるもの ・ 競輪・競馬等の競走場、競技団(小分類803に含まれるもの。) 場外馬券売場等、競輪競馬等予想業(細分類8096に含まれるもの。) ・ 興信所(専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。)(細分類7291に含まれるもの。) ・ 集金業、取立業(公共料金又はこれに準じるものは除く。) ・ 易断所、観相業、相場案内業(細分類7999に含まれるもの。) ・ 宗教(中分類94に含まれるもの。) ・ 政治・経済・文化団体(中分類93に含まれるもの。)
(3) 反社会的勢力の排除について	
<input type="checkbox"/>	秋田県暴力団排除条例第2条第1号及び第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係である者に該当しません。
(4) 国税及び地方税について(①～②いずれかに該当すれば○)	
<input type="checkbox"/>	① 応募日現在における国税及び地方税の滞納はありません。
<input type="checkbox"/>	② 応募日現在において別記のとおり滞納がありますが、今後、課税庁の了承した納入計画に基づいて納付します。 ※②に該当する場合は別記として内容がわかる資料を添付してください。
(5) 県及び公的金融機関等からの融資について(①～③いずれかに該当すれば○)	
<input type="checkbox"/>	① 申請日現在において県及び公的金融機関からの融資は受けていません。
<input type="checkbox"/>	② 申請日現在における県及び公的金融機関からの融資を受けていますが、債務の不履行はありません。
<input type="checkbox"/>	③ 申請日現在において別記のとおり債務の不履行がありますが、今後、債権者の了承した返済計画に基づいて返済します。 ※③に該当する場合は別記として内容がわかる資料を添付してください。
(6) その他	
<input type="checkbox"/>	本事業で補助対象とする経費が、国や県その他公的支援機関等が行う他の補助事業と重複していません。

(様式C)

経費の概要

取組項目①

NO.	費目	内容	予算(単位:円)						合計		備考(積算根拠等)
			初年度		第2年度		第3年度		総事業費	うち補助対象	
			総事業費	うち補助対象	総事業費	うち補助対象	総事業費	うち補助対象			
1								#VALUE!	0		
2								0	0		
3								0	0		
4								0	0		
5								0	0		
6								0	0		
7								0	0		
8								0	0		
9								0	0		
10								0	0		
11								0	0		
12								0	0		
13								0	0		
14								0	0		
15								0	0		
		合計	0	0	0	0	0	0	0		

※行は必要に応じて追加・削除すること。

取組項目②

NO.	費目	内容	予算(単位:円)						合計		備考(積算根拠等)
			初年度		第2年度		第3年度		総事業費	うち補助対象	
			総事業費	うち補助対象	総事業費	うち補助対象	総事業費	うち補助対象			
1								0	0		
2								0	0		
3								0	0		
4								0	0		
5								0	0		
6								0	0		
7								0	0		
8								0	0		
9								0	0		
10								0	0		
11								0	0		
12								0	0		
13								0	0		
14								0	0		
15								0	0		
		合計	0	0	0	0	0	0	0		

※行は必要に応じて追加・削除すること。

取組項目③

NO.	費目	内容	予算(単位:円)						合計		備考(積算根拠等)
			初年度		第2年度		第3年度		総事業費	うち補助対象	
			総事業費	うち補助対象	総事業費	うち補助対象	総事業費	うち補助対象			
1								0	0		
2								0	0		
3								0	0		
4								0	0		
5								0	0		
6								0	0		
7								0	0		
8								0	0		
9								0	0		
10								0	0		
11								0	0		
12								0	0		
13								0	0		
14								0	0		
15								0	0		
	合計		0	0	0	0	0	0	0		

※行は必要に応じて追加・削除すること。

取組項目④

NO.	費目	内容	予算(単位:円)						合計		備考(積算根拠等)
			初年度		第2年度		第3年度		総事業費	うち補助対象	
			総事業費	うち補助対象	総事業費	うち補助対象	総事業費	うち補助対象			
1								0	0		
2								0	0		
3								0	0		
4								0	0		
5								0	0		
6								0	0		
7								0	0		
8								0	0		
9								0	0		
10								0	0		
11								0	0		
12								0	0		
13								0	0		
14								0	0		
15								0	0		
	合計		0	0	0	0	0	0	0		

※行は必要に応じて追加・削除すること。

取組項目⑤

NO.	費目	内容	予算（単位：円）						合計		備考（積算根拠等）
			初年度		第2年度		第3年度		総事業費	うち補助対象	
			総事業費	うち補助対象	総事業費	うち補助対象	総事業費	うち補助対象			
1								0	0		
2								0	0		
3								0	0		
4								0	0		
5								0	0		
6								0	0		
7								0	0		
8								0	0		
9								0	0		
10								0	0		
11								0	0		
12								0	0		
13								0	0		
14								0	0		
15								0	0		
	合計		0	0	0	0	0	0	0		

※行は必要に応じて追加・削除すること。

汎用性が高い備品購入が必要である理由

経費区分	名称・内容	個数	金額	理由

審査結果通知書

文書番号
年 月 日

様

秋田県知事
(公印省略)

<採択の場合>

年 月 日付けで採択申請があった地域収益力向上支援事業（タイプ）の事業計画について、地域収益力向上支援事業実施要綱第7条第3項の規定に基づき、審査結果を通知します。

1 審査結果 採択

2 補助対象となる事業

採択申請時に提出のあった事業計画及び修正または条件に基づき実施する計画

3 補助予定額

初年度 円

第2年度 円

第3年度 円

4 特記事項

各年度の交付決定日以降に発注等を行い、かつ、各年度の 月末までに支払いが完了した経費を補助の対象とする。

予算の状況や、年度における実績の評価が低い場合等は、実際の補助額が減額又は不交付となる場合がある。

<不採択の場合>

年 月 日付けで採択申請があった地域収益力向上支援事業（タイプ）の事業計画について、厳正なる審査を行った結果、誠に残念ながら、採択には至りませんでしたのでお知らせいたします。

様式E

地域収益力向上支援事業 事業実施状況等報告書

令和 年 月 日

(宛先) 秋田県知事

住所
名称
代表者の職氏名

年 月 日付け ー で採択の通知のあった事業計画の進捗状況について、地域収益力向上支援事業実施要綱第9条の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 目標の進捗状況
別紙のとおり

2 取組状況に関する説明

Blank area for explanation of implementation status.

3 今後の取組予定

Blank area for future implementation plans.

■添付書類

- ・直近期末の財務諸表の写し

4-2 商工団体の自主財源に係る計画後の推移（任意作成）

（単位：千円）

	前々期	前期	直近期	1期目	2期目	3期目	4期目	5期目
実績値の把握時期（決算期）								
	実績	実績	実績/見込み	指標	指標	指標	指標	指標
① 会費								
② 事業収入								
③ 委託費・補助金								
④ 雑収入								
⑤ 引当金等取崩収入								
⑥ 繰入金								
⑦ 繰越金								
⑧ 自主財源（①+②+④）	0	0	0	0	0	0	0	0
年平均成長率（%）								

※ 千円未満は切り捨て

（単位：千円）

直近期	1期目	2期目	3期目	4期目	5期目
実績	実績	実績	実績	実績	実績
0	0	0	0	0	0

事業計画変更等申請書

令和 年 月 日

(宛先) 秋田県知事

住所
商号または名称
氏名

令和 年 月 日付け ー で採択の通知のあった事業計画について、別添のとおり（変更・中止・廃止）したいので、地域収益力向上支援事業実施要綱第10条第1項に基づき申請します。

1 理由

2 内容

添付書類

事業計画書
経費の概要

様式G

文書番号
年 月 日

事業計画変更等承認書

様

秋田県知事
(公印省略)

年 月 日付けで申請があった地域収益力向上支援事業に係る事業計画の
(変更・中止・廃止) について承認します。

汎用性が高い備品購入が必要である理由

経費区分	名称・内容	個数	金額	理由

様式 I

補助事業等承継届

令和 年 月 日

(宛先) 秋田県知事

住所
名称
代表者の職氏名

年 月 日付け指令 ー で採択の通知のあった事業計画について、次のとおりその地位を承継するので、地域収益力向上支援事業実施要綱第 17 条第 1 項の規定により届け出ます。

1 被承継企業

住所
企業名
代表者職氏名

2 承継企業

住所
企業名
代表者職氏名

3 承継の理由

4 承継の年月日

【添付書類】

- ・ 承継事業者の履歴事項全部証明書の写し
- ・ 事業承継の事実を証する書類